

社会倫理研究奨励賞 取扱要領

扱う。

選定委員による協議に基づいて行う。

- ③ 賞対象者の年齢は、原則として論文刊行時四十歳未満とする。

- ④ 委員長は、決定後直ちに研究所に審査結果を選定理由とともに通知する。

- ① 南山大学社会倫理研究所（以下、研究所と略記する。）は、社会倫理に関する研究の促進並びに普及に資するための事業の一環として、若手研究者による同分野における優れた研究で、南山大学の建学の精神に合致する業績論文に対して、社会倫理研究奨励賞（以下、研究奨励賞と略記する。）及び副賞（給付研究奨励金三十万円）を授与することとする。

第三条 [選定委員会及び予備審査委員会]

① 研究所は、研究奨励賞を選定するために、選定委員会及び予備審査委員会を設置する。

- 1 選定委員会は、学外からの委員長一名、学外委員一名、学内委員三名の合計五名

でこれを構成する。

- ① 研究所所長は、研究所を代表して、毎年三月下旬までに、研究奨励賞の受賞者を南山大学内で表彰する。

- ② 授賞式において、受賞者は記念講演を行うこととする。

第四条 [授賞式]

① 研究所所長は、研究奨励賞の受賞者を南山大学内で表彰する。

② 授賞式において、受賞者は記念講演を行うこととする。

- ① 審査結果は、『時報しやりんけん』（毎年五月発行予定）に掲載する。

- ② 取扱についての詳細は、南山大学個人情報保護に関するガイドラインに拠る。

- ③ 授賞論文の決定は、一次審査によつて選定された五篇の候補論文の中から、毎年二月に行なわれる選定委員会において、委員長及び

社会と倫理